

山口大学経済学会規則

山口大学経済学会

第1条 本会は山口大学経済学会と称する。

第2条 本会の事務所は山口大学経済学部（山口県山口市吉田 1677-1）内に置く。

第3条 本会は次に掲げる会員をもって組織する。

- （1）正会員 山口大学経済学部及び山口大学大学院東アジア研究科社会動態講座専任教員
- （2）準会員 山口大学経済学部・山口大学人間社会科学研究科経済学・経営学専攻（経済学研究科を含む）、山口大学大学院東アジア研究科社会動態講座（アジア経済・経営・法律コース）の学生及び卒業生（山口高等商業学校及び山口経済専門学校の卒業生を含む）
- （3）名誉会員 本学を退職した正会員
- （4）賛助会員 本会の趣旨に賛同して、寄付を行った一般有志

第4条 本会は、経済・経営・法律・政治・社会等に関する理論的・実証的研究調査をもってその目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （1）『山口経済学雑誌』、『山口経済研究叢書』及び『山口大学経済学部研究双書』の発行並びに会員に対する配布
- （2）研究会の開催
- （3）資料及び学術雑誌の交換並びに閲覧に関する事業
- （4）その他研究成果の刊行に関する事業
- （5）『山口経済学雑誌』の電子化公開許諾権は本会が有する。

第6条 本会の事業を遂行するために次に掲げる役員を置く。

- （1）会長 経済学部長をもってこれにあてる。
- （2）委員は研究・図書委員が兼務する。

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 会員は次に掲げる会費及び入会金を納めなければならない。

- （1）正会員（年）5,000 円
- （2）準会員（年）1,200 円
- （3）入会金 2,500 円（正会員）／1,500 円（準会員）
- （4）名誉会員 5,000 円（退職時に終身会費を徴収する）
- （5）賛助会員 年1万円以上

第10条 会員は下記の権利を有する。

- （1）正会員
 - ① 『山口経済学雑誌』及び『山口経済研究叢書』への執筆と無償配布
 - ② その他の刊行物の無償配布

(2) 準会員

① 『山口経済学雑誌』への執筆。ただし、投稿を受け付けるのは大学院生による年度1回限りの研究ノートのみとする。

② 『山口経済学雑誌』、『山口経済研究叢書』及びその他の刊行物の無償配布

(3) 賛助会員

① 『山口経済学雑誌』、『山口経済研究叢書』及びその他の刊行物の無償配布

(4) 名誉会員

① 『山口経済学雑誌』への執筆と無償配布

② 『山口経済学雑誌』及び『山口経済研究叢書』の無償配布

第11条 本会規則の改正は正会員よりなる会議の3分の2以上の決議による。

附則

この規則は平成13年4月1日より施行する。

平成17年7月 一部改正

平成18年7月 一部改正

平成19年7月 一部改正

平成21年5月20日 一部改正

平成27年3月4日 一部改正

令和7年6月18日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正